

国民健康保険からのお知らせ

平成26年度から 国民健康保険税の課税限度額と保険税軽減範囲が変わります

改正の理由

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日から施行されたことにより、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保および中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、平成26年度から国民健康保険税条例の一部を改正することになりました。

課税限度額の改正

国民健康保険税の「後期高齢者支援金等課税額」に係る課税限度額を16万円（現行14万円）に、「介護納付金課税額」に係る課税限度額を14万円（現行12万円）に引き上げます。

平成25年度 課税限度額(改正前)

	課税限度額
医療分	51万円
支援分	14万円
介護分	12万円
計	77万円



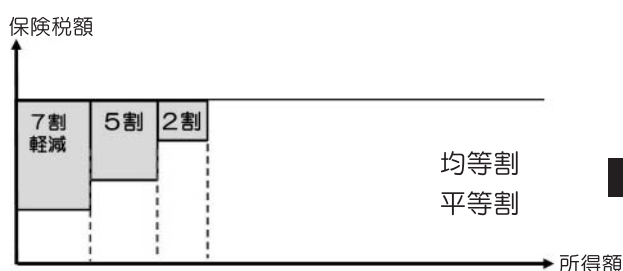
平成26年度 課税限度額(改正後)

	課税限度額
医療分	51万円
支援分	16万円
介護分	14万円
計	81万円

保険税軽減範囲の改正

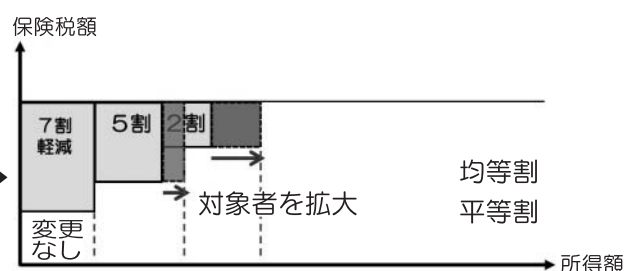
低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減および2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引上げを行います。

平成25年度 軽減判定(改正前)



■軽減判定所得(改正前)
 5割軽減＝基準額33万円＋24.5万円×
 (被保険者数－世帯主)
 2割軽減＝基準額33万円＋35万円×
 被保険者数

平成26年度 軽減判定(改正後)



■軽減判定所得(改正後)
 5割軽減
 ＝基準額33万円＋24.5万円×被保険者数
 2割軽減
 ＝基準額33万円＋45万円×被保険者数

(注)軽減判定所得には、被保険者全員の所得に加えて、国民健康保険に加入していない世帯主の所得も含まれます。